

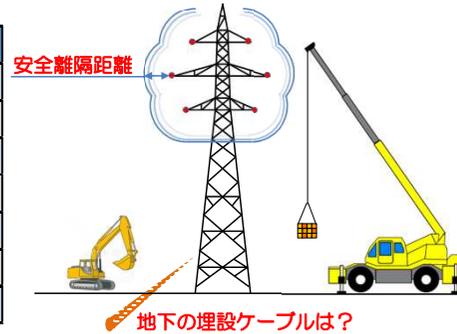
## 送電線について

送電線は  
非常に高い電圧

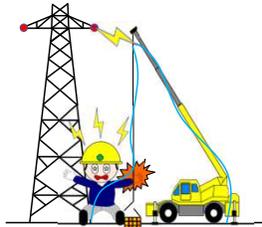
接近しただけで  
**感電・停電**の恐れ

電線から、安全な距離を保って作業しましょう。

	送電電圧	安全な距離
配電線	6,600V	2.0 m 以上
送電線	33,000V	3.0 m 以上
	66,000V	4.0 m 以上
	154,000V	5.0 m 以上
	275,000V	7.0 m 以上
	500,000V	11.0 m 以上
	575,000V	13.0 m 以上



## 事故の主な発生要因



- |              |   |                       |
|--------------|---|-----------------------|
| 1. 作業への没頭    | ⇒ | 送電線の存在を忘れてしまうケース      |
| 2. 不慣れた作業員   | ⇒ | 現場状況を把握していないケース       |
| 3. ハーレーの急な変更 | ⇒ | 〃                     |
| 4. 漫然作業      | ⇒ | 集中力が散漫になったケース         |
| 5. 吊り荷の横揺れ   | ⇒ | ブーム回転時や強風時により横振れしたケース |
| 6. 監視者不在     | ⇒ | ハーレー一人の判断となったケース      |

## 事故の影響

### 人的被害

人間は、感電すると心室細動を起こし、**死に至る**場合もあります。また、重度な火傷や後遺症が生じたり、**大きな代償**を背負うこととなります。

### 賠償・刑罰

労働安全衛生法に定める対策を怠ったとなれば、**刑事責任を追究**されることもあります。社会的な影響の度合いによっては、**多額の賠償金**を請求された事例もあります。

### 社会への影響

- 【交通】：信号の停止による交通マヒ事故の発生
- 【工場】：不良品の発生・生産停止
- 【収入】：大切なデータの損失
- 【病院】：医療設備や人工呼吸器の停止

## 事業者の義務

### 安衛法第20条

### 【労働者の感電防止義務】

事業者は、次の**危険を防止するため必要な措置を講じなければならない**。（抜粋）

- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

### 【関連：安衛則第349条】

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、（中略）感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。（抜粋）

- 二 感電の危険を防止するための**囲い**を設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁防護具を装着すること。  
（※ 送電線は、絶縁防護具を装着することができません。）
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、**監視人を置き、作業を監視させる**こと。

### 安衛法第29条の2

### 【元方事業者の指導義務】

建設業に属する事業の**元方事業者は**、（中略）危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、**技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない**。

### 【関連：安衛則第634条の2】

- 厚生労働省令で定める場所は次のとおりである。
- 三 架空電線の充電電路に近接する場所であって、当該充電電路に労働者の身体等が接触し、又は接近することにより**感電の危険が生じるおそれのあるもの**

## 安全作業のために

### 必要な安全対策

1. **監視者**の配置し、重機使用範囲の確認
2. 電線から**安全な距離を保てる高さの重機**を使用
3. **クレーンリミッター**の使用
4. 使用重機への**アース線取付**
5. **注意喚起ツール（のぼり等）**の設置
6. **防護ロープ・柵**の設置
7. **埋設ケーブル**の事前確認  
作業中に発見した時は、作業を中断し立会確認を依頼



送電線近傍で作業を計画した際は、**東北電力ネットワークにご連絡ください。**

連絡先：Tel 0120-175-366  
（平日・休日問わず、24時間）

必要により無料で安全助言者を派遣します。  
（事前打合せ事項：日程、作業内容、使用重機類、安全対策等）



東北電力ネットワークHP  
【感電事故防止のために】



東北電力ネットワーク  
公式YouTube  
【電線へのクレーン接触事故】